

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

職業安定部

1. 「ユースエール認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業を認定しました。

●交付式日時 令和5年8月22日（火）14：00予定

●会場 福島合同庁舎3階共用会議室

●認定企業 日栄工業株式会社（電気機械器具製造業）

所在地 福島市下鳥渡字新町西33番地1

従業員（常用労働者）数 32名

【認定年月日 令和5年6月12日】

ケミコン東日本マテリアル株式会社（電気機械器具製造業）

所在地 喜多方市字下川原8086番地1

従業員（常用労働者）数 119名

【認定年月日 令和5年6月12日】

2. 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

担当：職業対策課 山下 電話：024-529-5463

ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせて、各ハローワークが市役所及び関連施設に臨時相談窓口を設置する「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

資料No1

【実施期間】

令和5年8月1日（火）～8月31日（木）

【実施内容】

- 市役所及び関連施設に、ハローワークの臨時相談窓口を設置し、児童扶養手当を受給しているひとり親の方に対して、きめ細やかな職業相談・職業紹介を実施します。
- キャンペーンにあたってリーフレットを作成し、市町村等の関係機関を通じてひとり親に配布し、ハローワークの支援内容について周知を図ります。

3. 「令和5年度 第1回 福祉の職場 合同就職説明会」が開催されます。

担当：職業対策課 山下 電話：024-529-5463

資料No2

福祉の職場の人材確保を図るため、「福祉の職場WEB説明会・合同就職説明会」が開催されます。

【実施内容】

「福島県福祉人材センター」ホームページ特設サイトにて、参加法人紹介ページを設け、求職者に対する施設・求人情報等を掲載し（6/1～8/31）、県内5会場で参加法人と求職者等が直接対面する「合同就職説明会」を開催します。8月においては、下記の会場にて開催します。

いわき会場：令和5年8月19日（土）13：30～16：00
いわき・ら・ら・ミュウ

※当日は、「ハローワークコーナー」を設け、来場者（求職者）への求人情報提供や個別職業相談を行います。

職業安定部

職業安定法施行規則の一部改正

担当：需給調整事業室 澤田 電話：024-529-5746

資料No3

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます

求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、令和6年4月1日からは、新たに以下の事項についても明示することが必要となります。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
- 2 就業の場所の変更の範囲
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
(通算契約期間又は更新回数の上限を含む)

Ⅲ 公表事案

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（6月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種	年別		令和5年		令和4年		対前年 (死傷者)	
	死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)		
全業種合計	1,229	10	1,253	12	-24	-1.9		
製造業	205	2	256	2	-51	-19.9		
鉱業	2	0	3	0	-1	-33.3		
建設業	140	4	197	5	-57	-28.9		
運輸交通業	111	2	125	1	-14	-11.2		
貨物取扱業	3	0	8	0	-5	-62.5		
農林業	26	1	17	0	9	52.9		
畜産・水産業	8	0	11	0	-3	-27.3		
上記以外の事業小計	734	1	636	4	98	15.4		
商	148	1	154	1	-6	-3.9		
金融広告業	3	0	8	1	-5	-62.5		
保健衛生業	414	0	282	0	132	46.8		
接客娯楽業	53	0	57	0	-4	-7.0		
清掃・と畜業	48	0	54	0	-6	-11.1		
上記以外の事業	68	0	81	2	-13	-16.0		

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（6月）の災害発生状況を取りまとめました。

（新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値）

業種	年別		令和5年		令和4年		対前年 (死傷者)	
	死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)		
全業種合計	908	10	944	12	-36	-3.8		
製造業	205	2	226	2	-21	-9.3		
鉱業	2	0	3	0	-1	-33.3		
建設業	136	4	146	5	-10	-6.8		
運輸交通業	111	2	113	1	-2	-1.8		
貨物取扱業	3	0	8	0	-5	-62.5		
農林業	26	1	17	0	9	52.9		
畜産・水産業	8	0	11	0	-3	-27.3		
上記以外の事業小計	417	1	420	4	-3	-0.7		
商業	147	1	150	1	-3	-2.0		
金融広告業	3	0	3	1	0	0.0		
保健衛生業	106	0	105	0	1	1.0		
接客娯楽業	53	0	56	0	-3	-5.4		
清掃・と畜業	43	0	45	0	-2	-4.4		
上記以外の事業	65	0	61	2	4	6.6		

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

2 職業安定部

令和5年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況について公表します。

資料No4

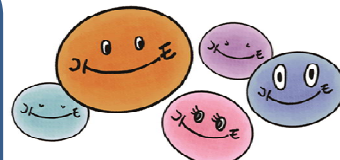
担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

令和5年6月末現在（最終集計）の状況を取りまとめました。

1	就職内定率	99.9%	（前年同期比 増減なし）
2	就職内定者数	3,546人	（同 5.8%の減）
3	就職未内定者数	1人	（同 50.0%の減）
4	求人数	8,917人	（同 6.9%の増）
5	県内受理求人 への就職割合	74.1%	（同 2.1ポイントの減）

出張ハローワーク！

ひとり親全力サポートキャンペーン



がんばるあなたをハローワークが応援します！！

福島県内の市役所及び関連施設に、ハローワークの臨時相談窓口を設置します！
 普段は忙しくてハローワークに来ることができないお父さん、お母さん
 児童扶養手当の現況届の提出の際に、お気軽にハローワークに
 ご相談ください。

正社員求
 人もご用
 意してい
 ます！

【 令和 5 年 8 月 相 談 会 日 程 】 ※相談は無料です。お気軽にお立ち寄りください。

市町村	8月 開催日 (曜日) 時間	場 所	担当ハローワーク
福島市	3日(木)、4日(金) 10:30~16:30	福島市保健福祉センター2階	ハローワーク福島 (TEL 024-534-4121 42#)
伊達市	29日(火)、30日(水) 10:30~16:00	伊達市役所 本庁舎1階 シルクホール	〃
いわき市	23日(水)、24日(木) 9:30~11:30	いわき市内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	ハローワークいわき (TEL 0246-23-1421 44#)
〃	17日(木) 14:00~16:00	いわき市小名浜地区 保健福祉センター	ハローワーク小名浜 (TEL 0246-54-6666)
〃	21日(月) 13:00~15:00	いわき市役所 勿来支所 2階会議室	ハローワーク勿来 (TEL 0246-63-3171)
会津若松市	10日(木)、25日(金) 9:00~12:00	会津若松市役所栄町第2庁舎 (2階相談ブース)	ハローワーク会津若松 (TEL 0242-26-3333 44#)
喜多方市	4日(金) 10:00~12:00	喜多方市役所本庁舎 1階相談室	ハローワーク喜多方 (TEL 0241-22-4111)
郡山市	9日(水) 9:30~12:00	郡山市 ニコニコ子ども館 3階マザーズコーナー	ハローワーク郡山 (TEL 024-942-8609 44#)
田村市	8日(火) 13:00~15:00	田村市役所 1階 106会議室	〃
白河市	4日(金)、16日(水)、31日(木) 13:30~15:30	白河市役所 本庁舎1階 相談室2	ハローワーク白河 (TEL 0248-24-1256)
須賀川市	20日(日) 9:30~12:00	須賀川市役所 本庁舎2階 ウルトラ会議室脇相談スペース	ハローワーク須賀川 (TEL 0248-76-8609)
南相馬市	18日(金) 13:30~15:00	南相馬市役所 東庁舎 1階相談室	ハローワーク相双 (TEL 0244-24-3531)
〃	21日(月) 13:30~15:00	南相馬市役所 鹿島区役所 1階相談室	〃
相馬市	24日(木) 14:00~16:00	相馬市役所 1階社会福祉課相談室3	ハローワーク相馬 (TEL 0244-36-0211)
本宮市	17日(木)、18日(金) 14:00~16:00	本宮市民元いきいき 応援プラザ えぼか2階	ハローワーク二本松 (TEL 0243-23-0343)

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催が中止となる場合がございます。
 詳細については、各ハローワークへお問い合わせください。

令和5年度 第1回

福祉の職場 合同就職説明会

入退場
自由38法人
参加予定

郡山会場

証明写真の
撮影会あり!7.1[±]

時間 12:30-16:00 (受付開始/12:20)

場所 ビッグパレットふくしま (郡山市南2丁目52)

32法人
参加予定

福島会場

証明写真の
撮影会あり!7.8[±]

時間 12:30-16:00 (受付開始/12:20)

場所 コラッセふくしま (福島市三河南町1-20)

7法人
参加予定

会津会場

6.21^水時間 12:30-14:30
(受付開始/12:20)場所 会津若松市社会福祉協議会
(会津若松市追手町5-32)4法人
参加予定

相双会場

7.20^木時間 12:30-14:30
(受付開始/12:20)場所 南相馬市社会福祉協議会
(南相馬市原町区小川町322-1)9法人
参加予定

いわき会場

8.19[±]時間 13:30-16:00
(受付開始/13:20)場所 いわき・ら・ら・ミュウ
(いわき市小名浜字辰巳町43-1)

さらに!

- 1 来場者全員にノベルティをプレゼント!
- 2 雇用保険受給者は求職活動実績になります!
- 3 各種相談コーナーも設置!

4

郡山
福島
会場では、介護職員と直接話が
できるイベントを開催!

時間 12:30-13:15

事前申し込み
詳細はこちら就職活動で使用できる
証明写真をプレゼント!人数
限定介護の魅力を発信!
写真展も開催入場
無料

----- 全会場感染防止対策を設けて実施いたします。 -----

お問い
合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 ☎ 024-521-5662 ✉ jinzai@fukushimakenshakyo.or.jp

https://f-fjc.com/



【共催】厚生労働省、福島労働局、県内ハローワーク(公共職業安定所)、公益財団法人 介護労働安定センター 福島支部

県内で施設・事業所を展開している

令和5年度 第1回

福島県委託事業

90 法人が
掲載予定

福祉の職場 WEB説明会



開催期間 令和5年 6.1木~8.31木

「福島県福祉人材センター」ホームページ

URL <https://f-fjc.com/>

参加法人を
チェック!



Point.01 空いている時間に見れる!

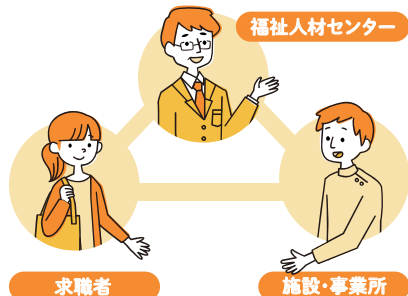
Point.02 県内施設の求人情報や魅力を掲載!

Point.03 合同就職説明会に参加して、掲載施設と直接話そう!

あなたの働きたいを応援する架け橋

福島県福祉人材センターとは

福祉職専門の
無料職業紹介所



福祉のお仕事を専門に扱う無料職業紹介所です。社会福祉法に基づき、福島県知事の指定を受けて、社会福祉法人福島県社会福祉協議会に設置されています。

求職登録された方の
就職をサポート



月2回の求人情報送付、希望条件に近い求人をご案内するマッチングなど、就職のお手伝いをさせていただきます。登録がなくても、福祉に関するご相談は受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

職場見学や
職場体験の実施



福祉のお仕事を探すポイントとなる『職場見学』や『職場体験』。これらを事前にセンターで調整します。その後、気になる求人があればセンターに求職登録後に紹介状を発行いたします。

お問い
合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 ☎ 024-521-5662 ✉ jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

<https://f-fjc.com/>



【共催】厚生労働省、福島労働局、県内ハローワーク(公共職業安定所)、公益財団法人 介護労働安定センター 福島支部

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	（雇入れ直後） 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	（雇入れ直後） 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

【参考】明示するタイミング等について

- ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。
- ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、**労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です**。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- また、面接等の過程で**当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります**。この明示は速やかに行ってください。
- 労働契約締結時には労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を明示することが必要です**。ここでの明示についても、今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており、2024年4月1日以降、明示しなければならない労働条件が追加されます。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

② 就業場所の変更の範囲※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	（雇入れ直後） 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	（雇入れ直後） 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

2. 手数料表などの情報提供の方法

- 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

- ① 手数料表
- ② 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ③ 業務の運営に関する規程

※ 人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

企業から受ける労働条件明示のルールが変わります！

2024年4月から、募集広告や職業紹介を受ける際に、求人企業などから明示される労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

追加される明示事項

求職者に対して求人企業等が明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	（雇入れ直後） 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	（雇入れ直後） 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 求人企業などが募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

【参考】企業が明示するタイミング等について

- ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。
- ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、**労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です**。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示されることとなっています。明らかとなっていない労働条件などが無いか、面接等で求人企業に確認することが大切です。
- また、面接等の過程で**当初明示した労働条件が変更となる場合は、求人企業はその変更内容を明示する必要があります**。
- 労働契約締結時には労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を明示することが必要です**。ここでの明示についても、今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており、2024年4月1日以降、明示しなければならない労働条件が追加されます。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



報道関係者 各位

令和5年8月1日

【照会先】

 福島労働局職業安定部職業安定課
 課長 宇佐見 晃
 課長補佐 菅野 茂
 地方職業指導官 関 浩二
 電話 024-529-5396 (直通)

令和5年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和5年6月末現在】

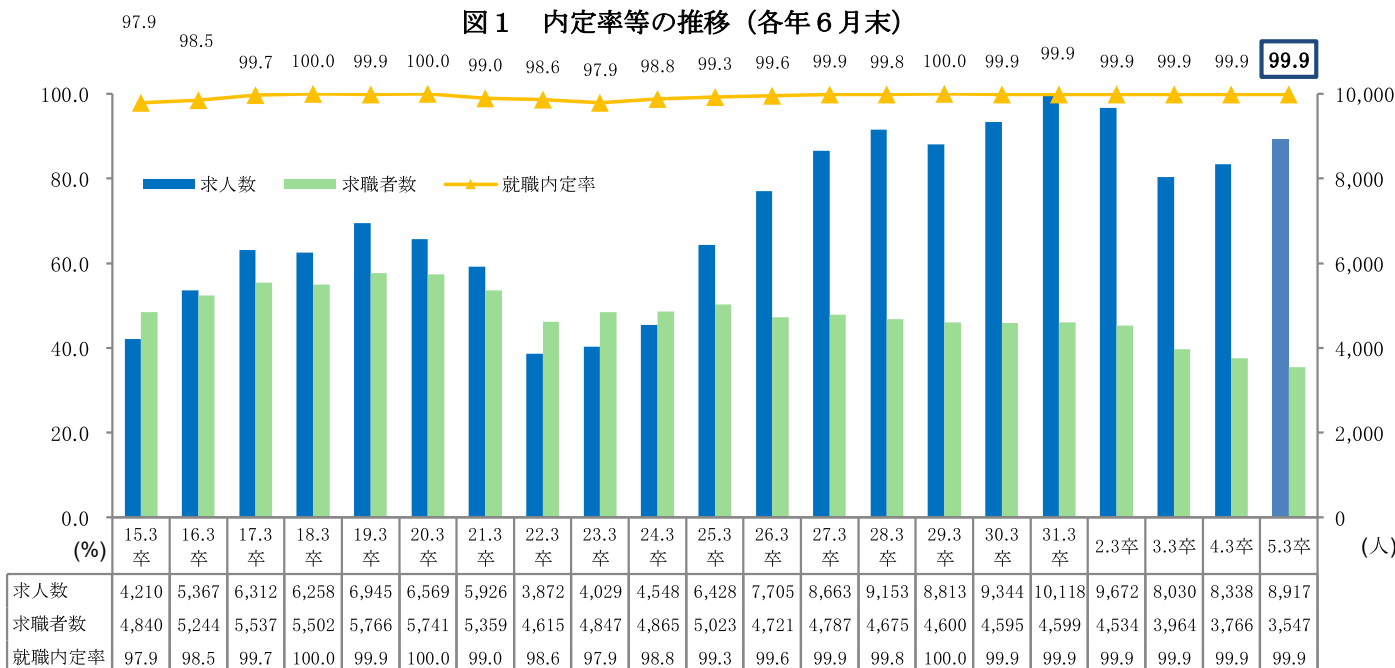
福島労働局（局長 井口 真嘉）は、令和5年3月に高等学校を卒業した生徒について、令和5年6月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

【概要】

- 1 就職内定率 99.9%（前年同期比 増減なし）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 3,546人（同 5.8%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 1人（同 50.0%の減）【別表1】
- 4 求人数 8,917人（同 6.9%の増）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 74.1%（同 2.1ポイントの減）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。

図1 内定率等の推移（各年6月末）



《参考資料》

- 別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(各年6月末現在)」
 別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(各年6月末現在)」
 別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」
 別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況(6月末現在)」

図2 求人受理状況の推移

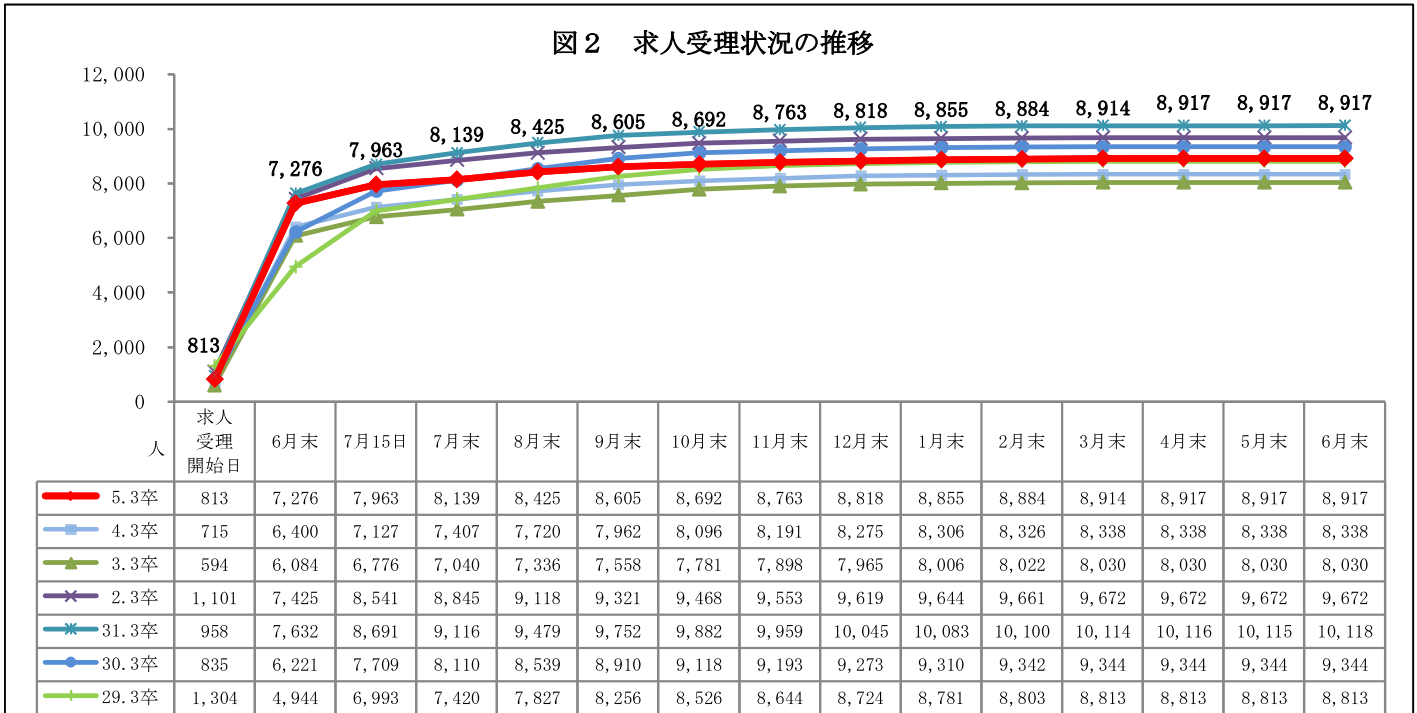
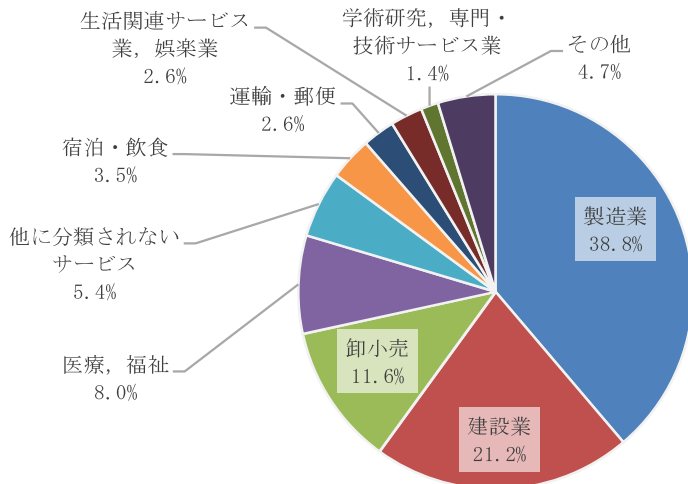


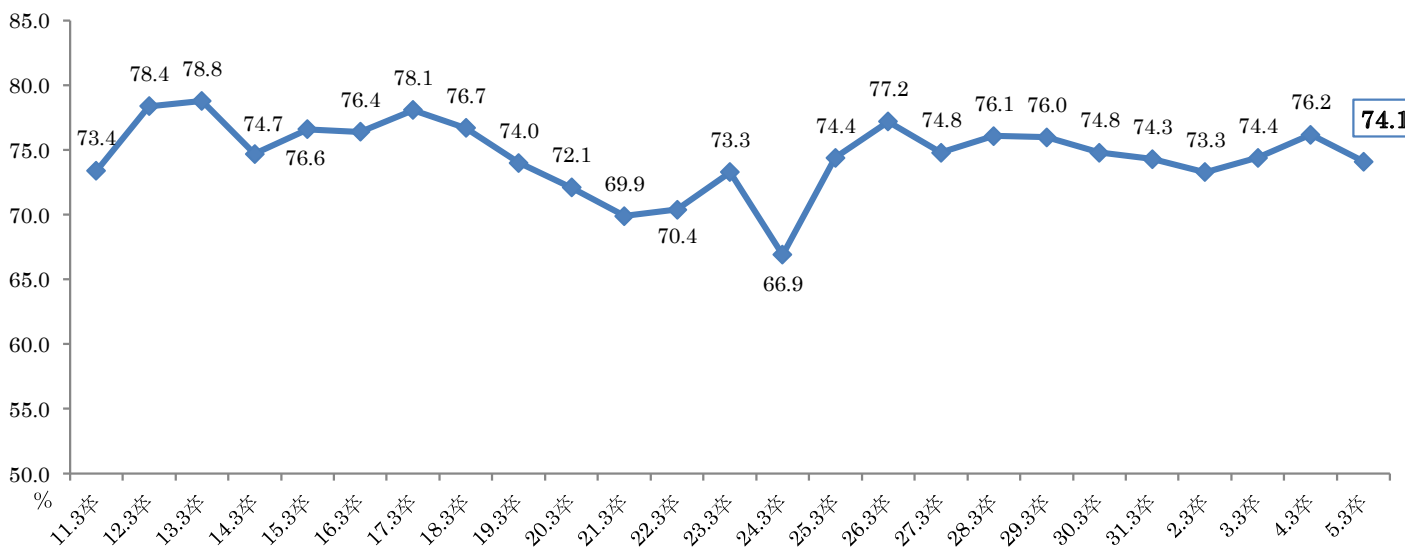
図3 6月末求人人数8,917人の産業別内訳



前年同月との比較(数字は今年度の求人人数)

- *製造業..... 3,459人(+502人)
- *建設業..... 1,892人(+99人)
- *卸小売..... 1,032人(△180人)
- *医療・福祉.....717人(△33人)
- *他に分類されないサービス.....484人(+10人)
- *宿泊・飲食..... 314人(+40人)
- *運輸・郵便..... 236人(+26人)
- *生活関連サービス・娯楽業..... 235人(+80人)
- *学術研究、専門・技術サービス業...126人(+30人)
- *その他..... 422人(+5人)

図4 県内受理求人への就職割合の推移(各年6月末現在)



別表1

新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(6月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

		26.3卒	27.3卒	28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和 2.3卒	3.3卒	4.3卒	5.3卒	対 4.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		19,124	18,821	18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	▲ 4.4
求職者数	計 (b)	4,721	4,787	4,675	4,600	4,595	4,599	4,534	3,964	3,766	3,547	▲ 5.8
	県内(c)	3,649	3,582	3,560	3,495	3,436	3,420	3,322	2,948	2,870	2,627	▲ 8.5
	県内比率(c/b)	77.3	74.8	76.1	76.0	74.8	74.4	73.3	74.4	76.2	74.1	▲ 2.1
	県外(d)	1,072	1,205	1,115	1,105	1,159	1,179	1,212	1,016	896	920	2.7
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		7,705	8,663	9,153	8,813	9,344	10,118	9,672	8,030	8,338	8,917	6.9
求人倍率 (e/b)		1.63	1.81	1.96	1.92	2.03	2.20	2.13	2.03	2.21	2.51	0.30
就職内定者数	計 (f)	4,704	4,784	4,667	4,598	4,591	4,595	4,528	3,960	3,764	3,546	▲ 5.8
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	3,632	3,579	3,552	3,493	3,432	3,416	3,317	2,945	2,868	2,626	▲ 8.4
	県内比率(g/f)	77.2	74.8	76.1	76.0	74.8	74.3	73.3	74.4	76.2	74.1	▲ 2.1
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	1,072	1,205	1,115	1,105	1,159	1,179	1,211	1,015	896	920	2.7
就職内定率%	計 (f/b)	99.6	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	0.0
	県内(g/c)	99.5	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9	0.0
	県外(h/d)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9	100.0	100.0	0.0
未就 内定者 数職	計	17	3	8	2	4	4	6	4	2	1	▲ 50.0
	県内	17	3	8	2	4	4	5	3	2	1	▲ 50.0
	県外	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0

●福島労働局管内の新規高卒者に係る6月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(6月末現在)

会津地域

卒業予定者数(人)	2,047
前年同期比(%)	▲ 6.7
求職者数(人)	509
前年同期比(%)	▲ 11.3
うち県内希望者	345
前年同期比(%)	▲ 15.2
うち県外希望者	164
前年同期比(%)	▲ 1.8
求人数(人)	1,150
前年同期比(%)	4.1
求人倍率(倍)	2.26
前年同期比(P)	0.33
就職内定者数(人)	509
前年同期比(%)	▲ 11.2
うち県内就職者	345
前年同期比(%)	▲ 15.0
うち県外就職者	164
前年同期比(%)	▲ 1.8
就職内定率(%)	100.0
前年同期比(P)	0.2
就職未内定者数(人)	0

中通り地域

卒業予定者数(人)	9,914
前年同期比(%)	▲ 5.6
求職者数(人)	2,128
前年同期比(%)	▲ 5.3
うち県内希望者	1,627
前年同期比(%)	▲ 9.3
うち県外希望者	501
前年同期比(%)	10.4
求人数(人)	5,619
前年同期比(%)	7.8
求人倍率(倍)	2.64
前年同期比(P)	0.32
就職内定者数(人)	2,127
前年同期比(%)	▲ 5.3
うち県内就職者	1,626
前年同期比(%)	▲ 9.3
うち県外就職者	501
前年同期比(%)	10.4
就職内定率(%)	99.9
前年同期比(P)	▲ 0.1
就職未内定者数(人)	1

浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,716
前年同期比(%)	0.4
求職者数(人)	910
前年同期比(%)	▲ 3.7
うち県内希望者	655
前年同期比(%)	▲ 2.2
うち県外希望者	255
前年同期比(%)	▲ 7.3
求人数(人)	2,148
前年同期比(%)	6.4
求人倍率(倍)	2.36
前年同期比(P)	0.22
就職内定者数(人)	910
前年同期比(%)	▲ 3.6
うち県内就職者	655
前年同期比(%)	▲ 2.1
うち県外就職者	255
前年同期比(%)	▲ 7.3
就職内定率(%)	100.0
前年同期比(P)	0.1
就職未内定者数(人)	0

県合計

卒業予定者数(人)	15,677
求職者数(人)	3,547
求人数(人)	8,917
求人倍率(倍)	2.51
就職内定者数(人)	3,546
就職内定率(%)	99.9
就職未内定者数(人)	1

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	3.3卒者	4,202	4,160	4,099	4,077	4,056	4,028	4,014	3,995	3,972	3,968	3,966	3,964
	4.3卒者	3,876	3,852	3,841	3,839	3,827	3,816	3,810	3,789	3,778	3,770	3,769	3,766
	5.3卒者	3,704	3,684	3,673	3,672	3,593	3,590	3,579	3,583	3,559	3,554	3,548	3,547
	男子	2,218	2,216	2,211	2,203	2,164	2,163	2,162	2,164	2,155	2,154	2,150	2,150
	女子	1,486	1,468	1,462	1,469	1,429	1,427	1,417	1,419	1,404	1,400	1,398	1,397
	対3.3卒者比(%)	▲ 11.9	▲ 11.4	▲ 10.4	▲ 9.9	▲ 11.4	▲ 10.9	▲ 10.8	▲ 10.3	▲ 10.4	▲ 10.4	▲ 10.5	▲ 10.5
	対4.3卒者比(%)	▲ 4.4	▲ 4.4	▲ 4.4	▲ 4.4	▲ 6.1	▲ 5.9	▲ 6.1	▲ 5.4	▲ 5.8	▲ 5.7	▲ 5.9	▲ 5.8
b 求人数	3.3卒者	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030	8,030
	4.3卒者	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338	8,338
	5.3卒者	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
	対3.3卒者比(%)	15.6	14.8	13.9	11.7	11.0	10.7	10.6	10.7	11.0	11.0	11.0	11.0
	対4.3卒者比(%)	9.9	9.1	8.1	7.4	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.9	6.9	6.9
c 求人倍率(倍)	3.3卒者	1.68	1.76	1.84	1.91	1.95	1.98	1.99	2.01	2.02	2.02	2.02	2.03
	4.3卒者	1.91	2.00	2.07	2.11	2.14	2.17	2.18	2.20	2.21	2.21	2.21	2.21
	5.3卒者	2.20	2.29	2.34	2.37	2.44	2.46	2.47	2.48	2.50	2.51	2.51	2.51
	対3.3卒者比(倍)	0.52	0.53	0.50	0.46	0.49	0.48	0.48	0.47	0.48	0.49	0.49	0.48
	対4.3卒者比(倍)	0.29	0.29	0.27	0.26	0.30	0.29	0.29	0.28	0.29	0.30	0.30	0.30
d 就職内定者数	3.3卒者				2,743	3,463	3,758	3,844	3,917	3,957	3,959	3,960	3,960
	4.3卒者			2,649	3,261	3,497	3,608	3,672	3,723	3,759	3,761	3,762	3,764
	5.3卒者			2,549	3,064	3,296	3,381	3,440	3,507	3,543	3,545	3,546	3,546
	男子			1,569	1,865	1,992	2,040	2,077	2,124	2,146	2,148	2,149	2,149
	女子			980	1,199	1,304	1,341	1,363	1,383	1,397	1,397	1,397	1,397
	対3.3卒者比(%)			-	11.7	▲ 4.8	▲ 10.0	▲ 10.5	▲ 10.5	▲ 10.5	▲ 10.5	▲ 10.5	▲ 10.5
	対4.3卒者比(%)			▲ 3.8	▲ 6.0	▲ 5.7	▲ 6.3	▲ 6.3	▲ 5.8	▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 5.8
e 就職内定率(%)	3.3卒者				67.3	85.4	93.3	95.8	98.0	99.6	99.8	99.8	99.8
	4.3卒者			69.0	84.9	91.4	94.5	96.4	98.3	99.5	99.8	99.8	99.9
	5.3卒者			69.4	83.4	91.7	94.2	96.1	97.9	99.6	99.7	99.9	99.9
	男子			71.0	84.7	92.1	94.3	96.1	98.2	99.6	99.7	99.9	99.9
	女子			67.0	81.6	91.3	94.0	96.2	97.5	99.5	99.8	99.9	100.0
	対3.3卒者比(倍)			-	16.1	6.3	0.9	0.3	▲ 0.1	0.0	▲ 0.1	0.1	0.1
	対4.3卒者比(倍)			0.4	▲ 1.5	0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	0.1	▲ 0.1	0.1	0.0
f 就職未内定者数	3.3卒者				1,334	593	270	170	78	15	9	6	4
	4.3卒者			1,192	578	330	208	138	66	19	9	7	2
	5.3卒者			1,124	608	297	209	139	76	16	9	2	1
	男子			642	338	172	123	85	40	9	6	1	1
	女子			482	270	125	86	54	36	7	3	1	0
	対3.3卒者比(%)			-	▲ 54.4	▲ 49.9	▲ 22.6	▲ 18.2	▲ 2.6	6.7	0.0	▲ 66.7	▲ 75.0
	対4.3卒者比(%)			▲ 5.7	5.2	▲ 10.0	0.5	0.7	15.2	▲ 15.8	0.0	▲ 71.4	▲ 50.0

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理事求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況 (6月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		4年度	3年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別・職業別・規模別					
産 業 別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	90	103	▲ 12.6	▲ 13
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	14	17	▲ 17.6	▲ 3
	D 建設業 (06~08)	1,892	1,793	5.5	99
	E 製造業 (09~32)	3,459	2,957	17.0	502
	09 食料品製造業	301	228	32.0	73
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	11	9	22.2	2
	11 繊維工業	69	66	4.5	3
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	82	64	28.1	18
	13 家具・装備品製造業	32	29	10.3	3
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	68	83	▲ 18.1	▲ 15
	15 印刷・同関連業	35	37	▲ 5.4	▲ 2
	16 化学工業	190	186	2.2	4
	17 石油製品・石炭製品製造業	1	6	▲ 83.3	▲ 5
	18 プラスチック製品製造業	170	147	15.6	23
	19 ゴム製品製造業	114	120	▲ 5.0	▲ 6
	21 窯業・土石製品製造業	171	134	27.6	37
	22 鉄鋼業	32	27	18.5	5
	23 非鉄金属製造業	62	35	77.1	27
	24 金属製品製造業	384	345	11.3	39
	25 はん用機械器具製造業	278	212	31.1	66
	26 生産用機械器具製造業	148	118	25.4	30
	27 業務用機械器具製造業	174	153	13.7	21
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	336	241	39.4	95
	29 電気機械器具製造業	287	214	34.1	73
	30 情報通信機械器具製造業	145	147	▲ 1.4	▲ 2
	31 輸送用機械器具製造業	291	277	5.1	14
	20, 32 その他の製造業	78	79	▲ 1.3	▲ 1
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	32	33	▲ 3.0	▲ 1
	G 情報通信業 (37~41)	18	28	▲ 35.7	▲ 10
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	236	210	12.4	26
	I 卸売業、小売業 (50~61)	1,032	1,212	▲ 14.9	▲ 180
	50~55 卸売業	262	255	2.7	7
56~61 小売業	770	957	▲ 19.5	▲ 187	
J 金融業、保険業 (62~67)	79	60	31.7	19	
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	93	80	16.3	13	
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	126	96	31.3	30	
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	314	274	14.6	40	
75 宿泊業	178	129	38.0	49	
76~77 飲食サービス業	136	145	▲ 6.2	▲ 9	
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	235	155	51.6	80	
O 教育、学習支援業 (81, 82)	22	16	37.5	6	
P 医療、福祉 (83~85)	717	750	▲ 4.4	▲ 33	
Q 複合サービス業 (86~87)	72	78	▲ 7.7	▲ 6	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	484	474	2.1	10	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合 計	8,917	8,338	6.9	579	
職 業 別	A, B 専門的、技術的、管理的職業 (01~24)	850	802	6.0	48
	C 事務的職業 (25~31)	645	532	21.2	113
	D 販売の職業 (32~34)	700	954	▲ 26.6	▲ 254
	E サービスの職業 (35~42)	1,227	1,096	12.0	131
	H, I, J, K 技能工、製造、採掘、建築等の職業 (49~78)	5,188	4,616	12.4	572
	(49~64) 製造・製作の職業	3,443	3,028	13.7	415
	(65~68) 輸送の職業	104	82	26.8	22
	(69, 72) 定置・建設機械運転の職業	480	476	0.8	4
	(70・71・73~78) 建設・採掘・労務の職業	1,161	1,030	12.7	131
	F, G 上記以外の職業	307	338	▲ 9.2	▲ 31
合 計	8,917	8,338	6.9	579	
規 模 別	29人以下	3,441	3,157	9.0	284
	30~99人	2,874	2,566	12.0	308
	100~299人	1,531	1,459	4.9	72
	300~499人	292	268	9.0	24
	500~999人	327	256	27.7	71
	1,000人以上	452	632	▲ 28.5	▲ 180
合 計	8,917	8,338	6.9	579	